

各構成機関からの意見について

提出機関	意見	対応
北海道児童青年精神保健学会 (11月提出)	<p>11月7日に配布された文科省資料において、「行動嗜癖を生み出す要因」について3つが挙げられている。</p> <p>①心理的な要因（ストレスなど）</p> <p>②環境的な要因（簡単に手に入れやすい、いつでもどこでもできる）</p> <p>③家族の要因（家庭環境等）</p> <p>①と③は、普及啓発や相談・治療で取り組まれるものだが、②は行政が直接取り組むべきものであり、計画で②に全く触れないのは精神保健行政のとるべき態度ではない。最低限、環境的な要因の改善（ギャンブルまみれの環境の是正）が重要課題であるという指摘を加えるべき。</p>	<p>・北海道の現状について、記載しました。(P6)</p> <p>・本推進計画内において、アクセス制限等など、依存させない環境に関する取組について記載しております。(P22)</p>
	<p>道営競馬、中央競馬の[券販売総額－客への還元額]が分からないというのにはあり得ないこと。還元額は算出されているはず。</p>	<p>・競技等ごとの還元額の掲載は難しかったため、資料として「各公営競技の売上の流れ」を参照できるようにしました。</p>
	<p>パチンコ・パチスロのホール売上総額（貸し玉総額）及び客への還元額（特殊景品額）は、法人が税申告にあたって算出している。きちんとした行政ルートで依頼すれば教えてくれるはず。調査は努力不足である。</p>	<p>・国税庁に確認しましたが、税申告内容は開示不可でした。</p>
北海道児童青年精神保健学会 (12月提出)	<p>第三章の1には、ギャンブルしやすい環境の是正に関する項目がない。計画の欠陥。日本は、脱法ギャンブルであるパチンコパチスロを見逃し、競馬・競輪・競艇・オートレースの券をインターネット販売するという愚行を行っている。</p> <p>ギャンブル等依存症の一次予防には、</p> <p>①ギャンブル等の機器数・会場数の規制</p> <p>②インターネットでのギャンブル提供の禁止が必要。</p> <p>ギャンブル害を明記し、ギャンブル競技者数、ギャンブル機会・ギャンブル習慣を減少させる取組が必要。それが分かっているながら触れないのは推進会議が責務を果たしていないことになる。具体策をすぐに提言しにくければ「検討課題」としてでも書き込むべき。</p>	<p>・ギャンブルに関連する問題(多重債務等)については、推進計画において記載しております。</p> <p>なお、今回は具体的な取組課題の検討に至りませんが、本推進計画内において、アクセス制限等など、依存させない環境に関する取組の推進について記載しております。(P22)</p>

	<p>ギャンブル等の現状データを詳しく正確に書き込むことが必要</p> <p>①次の数値を記述すること。</p> <p>(1) 日本のギャンブル支出額は世界のギャンブル支出額の8%を超え、世界第2位である。</p> <p>(2) 日本のギャンブル機器数は490万台であり、日本は世界のギャンブル機器総数790万台の60%を保有している。</p> <p>(3) 日本のパチンコ・パチスロ競技人口は1,000万人であり、その25%が毎週2回以上競技している。</p> <p>②次の数値を調査し記述すること。</p> <p>(1) 各公営ギャンブルでの利用者の支出額（例：馬券購入総額－払い戻された額）</p> <p>(2) パチンコ・パチスロでの競技者の支出額（貸し玉増額－払い戻し額）</p> <p>「資料がない」というのは納得できない。公営ギャンブルは会計監査、パチンコ・パチスロでは法人税申告などが行われており、国民（道民）への支出額を調査・算定することが可能。隠すべき数値ではない。</p>	<p>・①につきましては、国との協議の結果、資料として、掲載できないこととなりました。</p> <p>なお、機関から提供していただいたデータは、今後の取組の資料とさせていただきます。</p> <p>・②については、前頁に記載したとおりです。</p>
北海道看護協会	<p>P24・28 についてギャンブル等依存症に係る医療の質の向上で、精神科医や産業医、看護師、・・・となっているが、「看護職」とした方が保健師・助産師・准看護師も含まれるので良いのではないかと（公認心理士[㊦]となっているので、含めていると考えるがいかがか。</p>	<p>・「看護師」を「看護職」と修正しました。(P24, 28)</p>
精神保健福祉士協会	<p>当初より議論されていたIRの件、ゲーム、インターネット等のこれから問題が懸念されている点を漠然と取組が必要で終えるのでは無く、例えばP30の見直しの項などで継続検討課題のような形で明記すべきではないでしょうか。</p> <p>支援体制が医療や自助グループにつなげることで終わっているように感じられます。</p> <p>依存症は嗜癖行動が止まる＝治ったではないので、止まっている状態の苦しさや支援する視点を盛り込まなければ容易に再燃します。</p>	<p>「現状認識」において、ゲームやIRについての社会環境を注視しつつ、対策の取組を行うこととしております。(P14)</p> <p>・支援体制について、各構成機関のギャンブル等依存症問題に関する取組を記載しました。(P9)</p> <p>・「目標」に嗜癖行動を止めている状態の苦しさや支援などについて記載しました。(P17, 25)</p>
北海道立消費生活センター	<p>P14「ゲーム障害」や・・・IRの整備などと記載があるが、既に「ゲーム障害」は問題となっており、IRにおけるカジノに関してもギャンブル等依存症の増加が危惧されていることから、本計画においては、今後検討するのではなく、最初からこれらも念頭におき、「基本理念」にもあるとおり、「ギャンブル等の種別毎ではなく、その行為に共通する依存症対策をとりまとめるもの」として対策を検討すべきと考える。</p>	<p>・本推進計画は、ギャンブル等依存症の種別にかかわらず、共通する依存症対策を取りまとめるものであり、ゲーム障害やIRが整備された場合にも資するものと考えています。</p> <p>・「第IV章4計画の見直し」において、今後の社会環境の変化も注視し、検討を行った上で必要があると認めるときには推進会議の意見を聴いて、計画の見直しを行うこととしています。(P30)</p>

	<p>P17「①ホームページ、リーフレット等の活用やフォーラム等の開催…」と記載があるが、興味をもった人から、これらの情報を探してもらう対策ではなく、多くの道民、届けたところへ伝わるような能動的な内容も検討する必要があると考える。</p>	<p>・ギャンブル等依存症に関する分かりやすい啓発資料（リーフレット）を活用するなど、日常生活で入手しやすい方法で普及啓発を図ります。(P20)</p>
	<p>P18 指標の目標値「相談件数の増」とあり、現状の相談件数が少ない、潜在的な相談があるとの想定で、相談件数の増を設定していると思われるが、相談件数の増加は、一方で、この対策が効果をあげていないのではないかとと思われる可能性もあることから、現状値を計測することは必要だが、相談件数の増加を目標値にすることには同意しかねる。</p>	<p>・実態調査の結果から、相談行動を行う方は推計値より少ない実態があり、現時点でギャンブル等で悩まれる方々の潜在者がいると認識しています。</p> <p>今後、正しい知識や相談場所の普及啓発を行うことで、潜在する方々が相談につながり、相談件数の増となるの考えから、当面3か年の目標としています。(P18)</p>
<p>北海道弁護士会連合会</p>	<p>「ギャンブル等依存症対策推進計画素案」は、国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」をなぞり、総花的にスローガンを並べたものであって「当該都道府県の実情」に即した計画とはいえない。</p> <p>「連携」「支援」といったキーワードが無意味に重ねられる箇所も目立ち、計画内容に具体性が無い。よって、拙速に計画を確定するのではなく、「北海道の実情」に即した対策について、対策会議での検討をさらに重ねるべきである。</p>	<p>・国の調査結果や道独自の实態調査結果を踏まえ、「北海道の実情」に即した道計画を策定しております。</p> <p>なお、今後の調査につきましては、下欄に示したとおりです。</p>
	<p>1 詳細な実態調査の必要性</p> <p>14頁「(3)現状認識」本文10行目「実態調査は、その一部にすぎませんが、ギャンブル等依存症にとどまらず……」を、「実態調査はそこごく一部にすぎません。今後、広範囲の調査をさらに重ね、北海道におけるギャンブル等依存症の実態に即した対策計画を推進すべく、さらに検討を続ける必要があります。また、明らかになった実態のごく一部からも、ギャンブル等依存症の問題は、依存症それ自体にとどまらず……」と修正すべきである。</p>	<p>・今後も、本推進会議において、依存症対策に必要な調査方法等の検討を行うこととしておりま</p> <p>す。(P30)</p> <p>また、文言を修正しました。(P14)</p>
	<p>2 一次予防について</p> <p>(1) ギャンブル等依存症に関する知識の普及</p> <p>17頁の「ギャンブル等依存症に関する知識の普及」においては、単に「誰もがなり得る可能性」とするだけでは従来の自己責任論から完全に脱却することができないため、さらに進んで「誰もがギャンブル等依存症になり得る社会環境下に生活している」という現状をきちんと明記すべきである。</p>	<p>・「誰もがなり得る可能性があること」を「ギャンブル等依存症は自己責任ではなく、現在の社会環境では誰もがなり得る可能性があること」と修正しました。(P17)</p>

	<p>(2) 教育における普及啓発の推進</p> <p>「学校教育における指導の充実」では、「賭博を我が国で禁止されてきたのは健全な経済活動や勤労に悪影響を与え、ひいては犯罪を誘発するおそれがあるためであり、一部の公営ギャンブルが公益を理由として特別に認められているにすぎない事実を正しく理解させるとともに、参加者の損失によって収益を上げる遊技・ギャンブル産業等の仕組み、ギャンブル等依存症に陥る脳の作用、依存症による日常生活の破壊、多重債務問題や周囲への悪影響などを正しく学ぶ機会を提供します。」と明記すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づき指導することとしています。(P21)
	<p>21頁の「学校教育等における指導の充実」においては、直接的に「ギャンブル等への過剰な参加は依存症に陥る危険性があること、依存症になれば日常生活にも悪影響を及ぼすという問題について学ぶ機会を提供します」と修正すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見のとおり修正しました。(P21)
	<p>21頁の「学校教育等における指導の充実」では、教員を対象とした研修会にも言及されているが、教員に対しても上記同様に、「賭博が我が国で禁止されてきたのは健全な経済活動や勤労に悪影響を与え、ひいては犯罪を誘発するおそれがあるためであり、一部の公営ギャンブルが公益を理由として特別に認められているにすぎない事実」を正しく伝えるとともに、「参加者の損失によって収益を上げる遊技・ギャンブル産業等の仕組み、ギャンブル等依存症に陥る脳の作用、依存症による日常生活の破壊、多重債務問題や周囲への悪影響など」を啓発し、「ギャンブル等への過剰な参加は依存症に陥る危険性があること」を適切に研修させるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づき、適切に教員を対象とした研修を実施することとしています。(P21)
	<p>(3) 不適切な誘引の防止</p> <p>「関係事業者の自主的な取組」しか記載されていない部分(素案22頁)を、「ギャンブル等依存症対策においては予防が重要であるため、新たな依存症問題を引き起こさないよう、また、依存症からの回復を阻害しないよう、適切な広告・誘引方法のあり方について、北海道内の公営ギャンブルについては、自ら検討して改善し、全国的な公営ギャンブル及びパチンコ・パチスロ等については、あるべき広告・誘引方法について国に積極的に提言していきます」とすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本推進会議に関係事業者も参画していただいていることから、広告や入場管理の取組などについては、情報共有し、その周知を図るなど、関係機関等の連携を迫記しました。(P22) ・なお、今後、全国のギャンブル等依存症対策担当者会議等で、意見を積極的に発言していきます。
	<p>3 二次予防・三次予防における予算確保の必要性</p> <p>国がパチンコ・パチスロを「遊技」として黙認し、あるいは公認ギャンブルの存在によって、ギャンブル等が巨大産業として社会を構成する一部となっている以上は、その副作用として不可避免的に生ずるギャンブル等依存症についても、国が必要な予算を確保して対策を講じるべきであり、北海道に依存症患者が少なからず存在する以上は、北海道としても予算を確保して対策すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本推進計画を踏まえながら、対策のための予算確保を進めます。

	<p>自助組織それぞれのニーズを調査し、現在の活動を維持・継続・拡充できるよう早急に財政的支援を充実させる必要があり、予算の確保を踏まえ、この点を素案に明記すべきである。</p>	<p>・自助組織は基本的に外部からの資金援助を受け付けないと伺っており、自助活動等に取り組みやすい環境づくりを進めながら、財政支援に限定せず、支援方策を検討していきます。</p>
	<p>「4計画の見直し」(30頁)では見直し時期について、予め時期を明確にしておく必要がある。すなわち、「基本法第13条3項に基づき、北海道が道計画の重点目標の達成状況を確認することとし、1年ごとに、学校、職場での啓発活動、専門的医療機関の設置や専門スタッフの養成状況及び対応実績、ギャンブル依存症患者を支援する民間団体への支援の有効性、それぞれの予算の執行状況を検証し、その結果をホームページや広報資料等において北海道民に公表します。さらに、IR誘致や開業地の決定等により社会環境に変化が生じた場合、改めて北海道ギャンブル等依存症対策推進会議を開催し、各構成機関の意見を聴取し、道計画の見直しを重ねます。」と明記すべきである。</p>	<p>・「各施策等の進捗状況の評価を「推進会議」において毎年度行います。」と修正しました。(P30)</p>
札幌司法書士会	<p>P17以降の重点目標について、目標値が軒並み「増」とありますが、具体的な数値の記載はしないということでしょうか。具体的な数値を記載しないのであれば「目標」で良いのではないのでしょうか。</p>	<p>・「目標」と修正しました。(P17, 18, 19)</p>
	<p>P22の「具体的な取組」について、「関係事業者等の自主的な取組」「警察による取組」とありますが、道が関係事業者等や警察に、取組みをするよう指導する、ということでしょうか。ただ見守るだけでしょうか。関係事業者等は具体的にどの業者になりますか。</p>	<p>・関係機関の取組については、関係機関が主体的に取組み、道は指導的立場ではなく、取組状況を共有し、関係機関と連携を図りつつ、対策の推進を図ってまいります。また、関係事業者とは、「2計画の位置づけ」記載のとおりです。(P1)</p>
	<p>P20以降の予防の部分に、引き続き北海道におけるギャンブル依存者の調査及び分析を行うこと、他県のIR事業開始後のギャンブル依存者増減の分析を行うこと、追記してほしい。</p>	<p>・調査及び分析については既にP30において、本会議の意見を踏まえ、調査の検討を行うこととしております。 (P30)</p>

北海道立精神保健福祉センター	<p>P2 (1) 国の現状①ギャンブル等依存症問題の状況カの文章「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を過去1年以内の評価では・・・」</p> <p>→</p> <p>「平成29年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の疫学調査では、調査対象者の過去1年以内の・・・推計している」と記載する。</p>	<p>・修正しました。(P2)</p>
	<p>P23 2 進行予防（二次予防）【具体的な取組】○相談支援体制の充実 2番目の・の「道立精神保健福祉センター」の「道立」を削除。</p>	<p>・修正しました。(P23)</p>
	<p>P18 重点目標2 「指標①ギャンブル等依存症に関する相談件数」を改め、「ギャンブル等依存症相談拠点の整備」とする。現状値は相談拠点なし。目標値「札幌市精保センターと保健所を相談拠点」道立精保センターを全道の相談拠点。</p>	<p>・実態調査の結果から、相談行動を行う方は推計値より少ない実態があり、現時点でギャンブル等で悩まれる方々の潜在者がいると認識しています。</p> <p>今後、正しい知識や相談場所の普及啓発を行うことで、潜在する方々が相談につながり、相談件数の増となるとの考えから、目標としています。(P18)</p>
	<p>P13 調査研究を以下のとおり記載。</p> <p>エ 調査研究</p> <p>○ 通所の治療、相談支援活動などの臨床研究の成果について、関係学会や研究協議会、シンポジウム、精神保健医療関連雑誌などで研究発表、論文寄稿活動を続け、教育研修や啓発活動に活用しています。</p>	<p>・追記しました。(P13)</p>

(2) ギャンブル等依存症対策に対する主な意見

提出機関	意見	対応
精神保健福祉士協会	<p>一次予防が重要である点に異存はないが、接触機会の低減に偏重すると、問題の本質を捉え損ねるのではないか。</p> <p>依存症は対象を変えやすいのも特徴の一つ。何かに依存しなければならぬ「生きにくさ」に目を向け、アルコールや薬物との支援と連携を図り、「使わない、やらない」で生きるつらさをフォローしていく視点を持つことが効果的である。</p>	<p>・「目標」に嗜癖行動を止めている状態の苦しさや支援などについて記載しました。(P17,25)</p>
日本司法支援センター札幌地方事務所	<p>道内4か所の法テラス利用者が、ギャンブル等依存症の治療を希望する際、適切な相談機関を案内できるよう引き続き連携強化を図りたい。</p>	<p>・今後、関係機関と引き続き連携強化を図ってまいります。</p>
北海道立消費生活センター	<p>道民に対する対策として、“資料を作って配布、講座を開催”が主であり、インターネットも“ホームページを活用”しかあげられておらず、自ら情報収集をする人以外へ広く伝えるためには、もっと能動的な対策が必要ではないかと思われる。</p>	<p>・ギャンブル等依存症に関する分かりやすい啓発資料(リーフレット)を活用するなど、日常生活で入手しやすい方法で普及啓発を図ります。(P20)</p>
	<p>所属先を通じた啓発も、“学校と職場”だけでは、それらに属していない専業主婦や高齢者などは対象となっていないようにも思われる。もう少し多様な周知の方法を検討すべきではないか。</p>	<p>・今後の普及啓発の実施にあたり、具体的な取組を検討していきます</p>
	<p>依存症の回復には時間がかかることから、予防に重点をおき、予算をかけてでも対策をすべきと考える。</p>	<p>・本推進計画を踏まえながら、対策のための予算確保を進めます。</p>
	<p>地域によっては、役場へ行くだけで噂になることを心配し、居住地では相談できない人もいるので、“ギャンブル等依存症の相談窓口”や“精神疾患等の相談窓口”を強調するのではなく、相談しやすさも配慮すべきではないかと思われる。</p>	<p>・地域の相談支援従事者等を対象とした研修において、「相談しやすさ」への配慮についても周知していきます。</p>
	<p>依存症の知識の普及や相談窓口の周知については、多数の人の目に触れるような場を利用すべきであり、そのために、各事業者にも協力を求めているかどうかと考える。</p> <p>例) ATMやその周辺(金融機関)、小売店のレジ周辺(スーパー、コンビニ)、車内・車外広告、停留所(バス、地下鉄、JR)、公共機関等のトイレ等</p>	<p>・各事業者との連携の中で可能な取組を検討していきます。</p>
	<p>フォーラムなども、参加対象を明確にし、参加しやすい時間、場所などを検討したうえで実施すべきと考える。</p> <p>また、複数回の実施が困難である場合には、テーマ毎にホームページ上などで動画配信し、いつでも見られるような工夫も必要ではないか。+3</p>	<p>・時間や場所などについては、今年度の実施状況を踏まえ、検討します。</p> <p>また、動画配信は、講師と調整し、検討します。</p>

北海道弁護士会 連合会	<p>依存症対策は「やっているという形」だけでは意味がありません。これまでの会議では、せっかく集まった構成機関の意見を聴くという姿勢が見られず、事務局からは「やらされている」感がひしひしと伝わってきたのが残念です。「やらされている」だけの仕事に対してはモチベーションが上がらないことも理解できますが、それでも、せっかくこれだけの時間と労力をかけるのであれば、もう少し前向きにやりがいを持って取り組む方が（特にこれからの道庁を担う若手職員の方々は）精神的に報われるのではないかと思います。</p> <p>素案にあるとおり、ギャンブル等依存症は本人の自覚が薄く、また、相談もしにくいのが現状ですので、道庁職員ご本人や周辺にも、実は依存症・・・という方が大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。</p> <p>決して他人事では済まされない問題だ、という現場感覚を持って対策を考えることが重要だと思います。</p>	<p>・事務局としては、ギャンブル等依存症で悩む方が一人でも少なくなるよう、現在までも前向きにやりがいを持って取り組んでおりますが、貴重なご意見として承ります。</p>
----------------	---	--